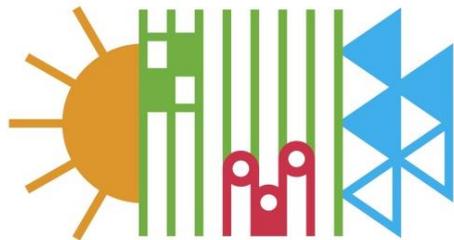


# 市民向け 瀬戸内市ロゴ使用マニュアル

まっすぐ、しあわせ。



瀬戸内市

瀬戸内市  
平成29年4月

## 目次

I	はじめに	p.3
II	申請について	p.4
III	デザインについて	p.5-8
IV	注意事項など	p.9-10

# I はじめに

このマニュアルは、瀬戸内市ロゴ（平成29年3月制作、以下「ロゴ」という）について、「瀬戸内市ロゴマーク使用取扱規程」に基づき、著作権を有する瀬戸内市以外の個人・団体がロゴを利用するにあたり、必要な事項を記しています。



このロゴは、瀬戸内市におけるブランド構築のために制作しました。このロゴは、瀬戸内市が構築するブランドそのものを表現していますので、大切に扱うことはもちろん、誤った使い方などがないよう十分に注意してください。

※ただし、このマニュアルでは、使用法の理解のために、誤った使い方を記載している箇所があります。

このロゴは、「マーク」「ロゴタイプ」「タグライン」の3点、あるいは「マーク」「ロゴタイプ」の2点を一体として使用してください。また、ロゴには、上記のように「縦ロゴ」と「横ロゴ」があります。

## ○タグライン

瀬戸内市の未来に向けての姿勢を表現しています。市民に対して、さらには将来の市民に対しても、幸福を誠実に追求していく覚悟の表明です。

## ○マーク

子どもを中心とした家族、太陽や海といった自然、それらが多様性を持って生き活きとしていることを色と形で表現しています。また、全体像は魚を想像させるユニークな形状で、楽しげに進んでいく将来をイメージしています。

## ○ロゴタイプ

マークの雰囲気そのままに、海、山、太陽、人を象徴するカラフルな配色で、瀬戸内市を表現しています。文字の形状についても、「楽しさ」「優しさ」「ゆとり」を感じさせるフォルムです。

## Ⅱ 申請について

ロゴを使用する場合には、必ず「瀬戸内市ロゴマーク使用取扱規程」をご確認のうえ、以下に示す所定の手続きに従って申請し、使用前に承認を得てください。

たとえ個人で楽しむためであっても申請が必要です。ただし、報道などを目的とした利用の場合を除きます。

### ① 必要書類をご用意ください。

1) 瀬戸内市ロゴマーク使用承認申請書

→ 瀬戸内市公式ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、押印してください。

2) ロゴを使用する法人や団体等の事業内容がわかるパンフレットやプロフィールなどの資料  
(申請者が営利を目的としない個人の場合は除きます)

3) ロゴを使用する商品等の見本、または使用状況が確認できる画像や書類

4) その他、必要な書類

### ② 上記書類を瀬戸内市役所へ持参、または郵送してください。

※ 提出先・問い合わせ先

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

瀬戸内市 総合政策部秘書広報課

電話 0869-24-7095 (直通)      ファクシミリ 0869-22-3304

eメール [hisyo@city.setouchi.lg.jp](mailto:hisyo@city.setouchi.lg.jp)

### ③ 書類などに基づき審査を行います。

ロゴを使用するに相応しい内容であるかを審査します。

審査期間は通常1ヶ月を予定しています。立体物など特殊な場合には、審査期間が長くなることがあります。

### ④ 書面をもって審査結果を通知します。

承認する場合でも、使用法などについて条件を付すことがあります。また不承認の場合には、その理由を明記します。

### ⑤ 「Ⅲ デザインについて」(P.5~8) のルールに従ってロゴを使用してください。

### ⑥ 製作した商品等(商品等の提出が困難である場合には写真等)を瀬戸内市役所(上記の部署)へ持参、または郵送してください。

# Ⅲ デザインについて-1

## ①ロゴの表示色

使用できる色の組み合わせは以下の3種類のみです。

※CMYK：カラー印刷で使用する3原色と黒

※RGB：映像表示で使用する3原色



### A.基本色

黒単色（濃淡）、白抜きで表現せざるを得ない場合を除き、必ず基本色で表現してください。本ロゴを構成する色の詳細（組み合わせ）は、以下の通りです。

SETOUCHI橙 DIC163 / C:0% M:50% Y:98% K:0% / R:255 G:149 B:0

SETOUCHI緑 DIC172 / C:76% M:0% Y:92% K:0% / R:0 G:169 B:69

SETOUCHI赤 DIC156 / C:0% M:96% Y:84% K:0% / R:236 G:18 B:52

SETOUCHI青 DIC99 / C:78% M:0% Y:10% K:0% / R:0 G:172 B:209

SETOUCHI黒 DICなし / C:0% M:0% Y:0% K:100% / R:37 G:30 B:28



### B.黒単色（濃淡）

使用できる色が黒を含む3色以下の場合、黒単色（濃淡）で表現してください。各部分の色の構成は、以下の通りです。



K:100% / R:37 G:30 B:28  
(左の赤色の部分)



K:80% / R:89 G:88 B:88  
(左の赤色の部分)



K:60% / R:135 G:135 B:136  
(左の赤色の部分)



K:40% / R:180 G:180 B:180  
(左の赤色の部分)



### C.白抜き

ロゴを使用する場所（背景）が濃い色（CMYKの合計が30%を超える色が目安）の場合、あるいは黒を含まない3色以下しか使えない場合には、白抜きで表現してください。

### Ⅲ デザインについて-2

#### ② ロゴの大きさ

ロゴには、使用最小サイズがあります。

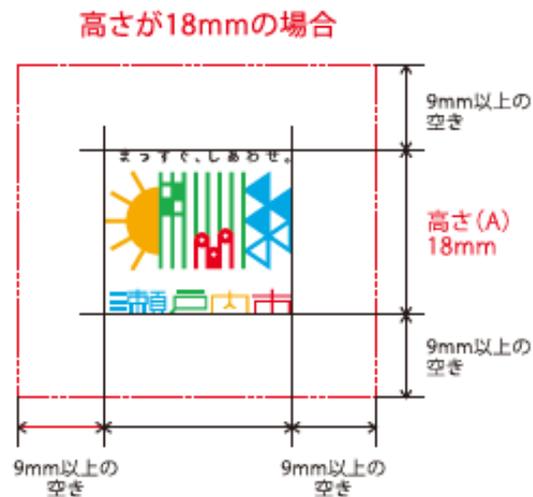
右のように種類により最小サイズが異なりますので、ご注意ください。



#### ③ ロゴの周囲のスペース

ロゴの周囲には、ほかの文字や図形が入らないスペースを設けてください。

右のように、ロゴの高さをAとした場合、必ず、上下左右に0.5A以上のスペースを確保してください。



### Ⅲ デザインについて-3

#### ④禁止事項 (1)

以下のことは禁止します。十分に注意してください。

濃い色の背景に  
「基本色」で表現する。



薄い色の背景に  
「白抜き」で表現する。



同一画面上で 2点一体のロゴと  
タグラインを分離して使う。



「マーク」と「タグライン」  
のみで表現する。



「マーク」「ロゴタイプ」  
「タグライン」の比率を変える。



### Ⅲ デザインについて-4

#### ④禁止事項（2）

以下のことは禁止します。十分に注意してください。

「基本色」以外の色を  
使って表現する。



「基本色」の色を  
入れ替える。



本ロゴ以外の  
要素を加える。



影や立体などの  
処理を加える。



個性的な形の  
背景上に表現する。



### ①使用するにあたって

- 1) ロゴの使用承認は、市による「お墨付き」「御用達」など、商品等の優位性を認めるものではありません。消費者に、市が商品等の提供者等であるとの誤認を生じさせることのないよう、ご注意ください。
- 2) ロゴの使用承認により、使用について何らかの権利が発生するものではなく、使用者に独占して使用する権利を与えるものではありません。また、使用する権利を譲渡、転貸することもできません。
- 3) ロゴを使用することによって利用者及びその関係者に損害が生じた場合でも、瀬戸内市は一切の責任を負いませんので、使用者が当事者として適切に対処してください。  
また、使用者の行為により、ロゴに関する問題が生じた場合（他の著作権を侵害する等）には、速やかに問題の解決を図ってください。

### ②使用申請を承認しない場合

- 1) 法令及び公序良俗に反する場合
- 2) 市の信用又は品位を害する場合
- 3) 第三者の利益を害する場合
- 4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- 5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- 6) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- 7) ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- 8) ロゴのイメージを損なうおそれがある場合
- 9) ロゴを変形し、又は改変している場合
- 10) ロゴそのものを商品化する場合
- 11) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴの使用が適当でないと認める場合

### ③承認の取り消しについて

- 1) 以下の場合には、承認を取り消すことがあります。
  - 申請内容に不備や虚偽があることが判明した場合
  - 無断で使用内容を変更した場合
- 2) 先に挙げた「使用申請を承認しない場合」の各項目に当たる内容が判明した場合には、承認を取り消します。

※使用承認が取り消された場合は、速やかにロゴの使用を中止してください。  
なお、その際に生じる損害について、瀬戸内市は一切の責任を負いません。  
また、一定の期間、再度の使用申請を禁止する場合があります。

### ④使用内容を変更する場合

- 1) 使用する期間、商品、販売場所などを変更する場合には、瀬戸内市ロゴマーク使用承認内容変更申請書（ホームページからダウンロードできます）を、瀬戸内市役所（P.4参照）に提出してください。
- 2) ロゴの大きさや色のパターンを変更する場合も使用承認内容変更申請書が必要です。
- 3) 審査期間は、使用内容の変更の程度によって異なります。

### ⑤ロゴの使用期間について

- 1) ロゴマークの使用期間は、使用承認の日の翌日から起算して1年間です。
- 2) 使用期間が1年を超える場合は、当該使用期間の満了する3ヶ月前までに、瀬戸内市ロゴマーク使用承認更新申請書（ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ、提出してください。